

障第550号  
令和元年7月31日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び  
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の  
規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて  
当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」の一部改正について

標記基準に係る通知については、平成31年4月4日付け障第15号にてお知らせしたと  
ころですが、今般、当該基準に係る通知の一部が改正された旨の通知が厚生労働省社会・  
援護局障害保健福祉部長からありましたので、お知らせします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	田邊
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		